自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

〇集団指導

~↑護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険 施設等指導指針」)

点検項目	रक्ष इस स्ट	点検		「不適」の場合の事由
は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。			
	<過去2年の出席状況> 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席)			
	※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。			
	→集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。			
	▶集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め 貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、 次回集団指導は、必ず出席してください。			

〇指定特定(介護予防)福祉用具販売 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

▶介護保険法(以下「法」という。)

→ 庶児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)→ 庶児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由及び改善方法、その			
及び根拠法令等	唯心中央	適	不適				
I 定義及び	I 定義及び基本方針						
1. 定義 法第8条第13項	「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入うの他の厚生労働大臣が定めるもの(以下「特定福祉用具」という。)の政・売をいう。						
法第8条の2第11項	「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの(以下「特定介護予防福祉用具」という。)の政令で定めるところにより行われる販売をいう。						
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めていますか。						
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。						
	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。						

点検項目	↑★=□ ★ +エ	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。			
	(5)申請者は、法人ですか。			
3. 基本方針 条例第265条	指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。			
予防条例第254条	指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。			
Ⅱ 人員に関			•	,
1. 福祉用具専門相 談員の員数 条例第266条 予防条例第255条	事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上となっていますか。 》指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ①指定介護予防福祉用具貸与事業者 予防条例第238条第1項 ②指定特定介護予防福祉用具販売事業者 予防条例第255条第1項 ③指定福祉用具貸与事業者条例第249条第1項			
条例第267条 予防条例第256条	いていますか。 ➢ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。			
Ⅲ 設備に関	する基準 事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほ		1	
条例第268条予防条例第257条	事業有は、事業の連盟を行うために必要なほどの医園を有りるはか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備、備品等を備えていますか。 →福祉用具の保管又は消毒の委託事例(有・無) →事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定弁定介護予防福祉用具販売(予防条例第254条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第257条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			

点検項目	76年71 市 4五	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	−及び改善方法、その − 他
Ⅳ 運営に関				
1. 内容及び手続の 説明及び同意 条例第275条準用条 例第8条 予防条例第262条準 用予防条例第50条 の2	(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 (重要事項の主な項目) ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③利用料(保険給付対象外の費用も含む。) ④事故発生時の対応、苦情処理の体制 など			
	(2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。			
2. 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。			
	➤正当な理由の例 ①事業所の現員からは申込に応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③利用者が希望する種目を取り扱っていない場合 等			
時の対応 条例第275条準用条 例第10条 予防条例第262条準	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 > 居宅介護支援事業者への連絡 > 事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど、問題発生時に必要な措置を速やかに講じる準備			
4. 受給資格等の確認 条例第275条準用条 例第11条 予防条例第262条準 用予防条例第50条 の5	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 ※初回訪問時に確認し、サービス提供票等に被保険者番号、要介護 状態区分有効期間等を記載していることが望ましい。 ※認定審査会意見は、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該 被保険者が留意すべき事項。			
	(1)利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 >> 要介護認定の申請日は、市が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に市と連携をとること。			
	(2)利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 >通常、更新申請は有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。			
6. 心身の状況等の 把握 条例第275条準用条 例第13条 予防条例第262条準 用予防条例第50条 の7		0		

点検項目	74277 ± 47	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	∖及び改善方法、その │他
7. 居宅介護支援事 業者等との連携 条例第275条準用条	(1)サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。			
保例第275宗学用采 例第14条 予防条例第262条準 用予防条例第50条 の8				
用予防条例第50条 の11	る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 > 利用者の状態の変更等、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 > 法定代理受領サービスとしての提供には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。			
10. 身分を証する書類の携行 条例第275条準用条例第18条 予防条例第262条準用予防条例第50条	(1)事業者は、福祉用具専門相談員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 → 身分証明書の様式は、任意の様式ですが、(2)の要件のほかに、専門相談員等の写真の貼付や職能の記載をすることが望ましい。			
	(2)身分証には事業所の名称、専門相談員等の氏名の記載がありますか。			
11. サービスの提供 の記録 条例第269条 予防条例第258条	事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの 内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書 の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供して いますか。			
12. 販売費用の額等 の受領 条例第270条 予防条例第259条	(1)事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けていますか。			
	(2)事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 →受領の有無 (有 ・ 無) ②特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 →受領の有無 (有 ・ 無) (3)事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、			
	あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。			

点検項目	7か≑刃車 ↑石	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	−及び改善方法、その ┃他
13. 保険給付の申請 に必要となる書類等 の交付	事業者は、サービスに係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。			
条例第271条 予防条例第260条	①当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ②販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額 その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③領収書 ④当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概 要			
具販売の基本取扱方 針	(1)サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに 利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、 計画的に行われていますか。			
条例第275条準用第 253条	(2)事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。			
	(3)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			
14-2. 指定特定介 護予防福祉用具販売 の基本取扱方針	(1)サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。			
予防条例第263条	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護 状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっ ていますか。			
	(4)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。			
	(1)サービスの提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。			
	(2)対象福祉用具(※)に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※対象福祉用具 固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖。介護保険法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具。			
	(3)サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。			
	(4)サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	WEDの子で見	適	不適	
15. 指定特定福祉 用具販売の具体的 取扱方針 条例第272条	(5)対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めていますか。			
	(6)指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。			
	(7)(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。			
	※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。			
	(8)居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。			
15-2. 指定特定介 護予防福祉用具販売 の具体的取扱方針 予防条例第264条	(1)サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。			
	(2)サービスの提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。			
	(3)対象福祉用具(※)に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※対象福祉用具 固定用スローブ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖。介護保険法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具。			
	(4)サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。			
	(5)サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。			
	(6)対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めていますか。			
	(7)指定特定介護予防福祉用具販売に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。			

点検項目	7か5到市 7五	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	·及び改善方法、その 他
15-2. 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	(8)(7)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。			
予防条例第264条	(9)介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合は、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。			
16. (介護予防)福祉 用具販売計画の作成 条例第273条 予防条例第265条	(1)福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。 この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第255条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成していますか。 >計画は、利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて作成されているか。 > 福祉用具専門相談員は、当該計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。 その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。なお、当該計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。			
	(2)計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 >計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、必要に応じて変更しているか。			
	(3)福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ▶サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。			
	(4)福祉用具専門相談員は、計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。 >サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、計画を利用者に交付しているか。			
	(5)福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、計画の作成後、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。			
17. 利用者に関する 市への通知 条例第275条準用条 例第26条 予防条例第262条準 用予防条例第51条 の3	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ①正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき →事例の有無 (有 ・ 無) ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき →事例の有無 (有 ・ 無) △偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市に通知しなければならない。			

点検項目		点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
18. 管理者の責務 条例第275条準用条	(1)管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の 実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	7		
例第55条 予防条例第262条準 用予防条例第53条	→兼務の有無 (有 ・ 無) 有の場合の兼務内容() >管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者、他の業務を兼務する場合、管理 すべき事業所数が過剰であるなど当該事業所の管理業務に支障がな いか。			
	(2)管理者は、従業者にサービスの運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。			
用予防条例第242条	①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項 A同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業所指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規定を一体的に作成することも差し支えない。			
等 条例第275条準用条 例第107条1項、2 項、4項 予防条例第262条準 用予防条例第120条	③従業者の配置 ④管理者との兼務関係			
	(2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ▶従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にある者であるか。			
	(3) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			
策定等 条例第275条準用条 例第31条の2	※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。			
	(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。			
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。			

点検項目	7位5孔击 1五	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
22. 適切な研修の機会の確保並びに福祉 用具専門相談員の知識及び技能の向上等 条例第275条準用条 例第257条 予防条例第262条準 用予防条例第243条	(1)事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用 具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 →年間研修計画 (有 ・ 無) →従業者への外部研修等の周知 (有 ・ 無)			
	(2)福祉用具専門相談員は、常に自己研鑚さんに励み、指定福祉用 具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及 び向上に努めていますか。 →研修受講 (有 · 無) > 福祉用具専門相談員は、常に最新の専門的知識に基づいた情報提 供、選定の相談等を行うことが求められるが、対応可能な体制になっ ているか。			
23. 福祉用具の取扱 種目 条例第275条準用条 例第258条 予防条例第262条準 用予防条例第244条	事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。			
24. 衛生管理等 条例第275条準用条 例第32条 予防条例第262条準 用予防条例第54条	(1)事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 →管理方法 ()			
0 3	(2)指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めていますか。			
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 >同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を防止するための措置を適切に実施するための担当者を防止するための措置を適切に実施することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。			

点検項目	र्कश्यक रह	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
備付け 条例第275条準用条 例第260条 予防条例第262条準	(1)事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。(令和7年4月1日から施行)			
	(2)事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。			
26. 秘密保持等 条例第275条準用条 例第34条	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。			
予防条例第262条準 用予防条例第54条 の5	(2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ▶具体的には、当該事業者は、当該事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。			
	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 トニの同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。			
27. 広告 条例第275条準用条 例第35条 予防条例第262条準 用予防条例第54条 の6	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 ➤パンフレット(有 ・ 無) ➤ホームページ(有 ・ 無) ➤介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	□	П	
28. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第275条準用条例第36条 予防条例第262条準用予防条例第54条の7	者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。			
29. 苦情処理 条例第275条準用条 例第37条 予防条例第262条準 用予防条例第54条 の8	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 >具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	0		
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。			
	(3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	¥唯心 学名	適	不適	及び改善方法、その 他
29. 苦情処理 条例第275条準用条 例第37条 予防条例第262条準 用予防条例第54条 の8	(4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無)			
	(5)市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例(有 ・ 無)			
	(6)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有 ・ 無)			
	(7)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例(有 ・ 無)			
30. 地域との連携等 条例第275条準用条 例第38条 予防条例第262条準 用予防条例第54条 の9	(1)提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 → 介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。			
	(2)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。			
31. 事故発生時の対応 条例第275条準用条例第39条 予防条例第262条準用予防条例第54条の10	▶事故が発生した場合の対応方法は、あらかじめ定めておくことが望ましい。			
	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録(有・無) → 有の場合、市への報告(有・無) → 従業者への周知(有・無) → 周知の方法(
	(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 →賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入 (有・無)			

点検項目	[B] 76537 = 15		結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
32. 虐待の防止 条例第275条準用条 例第39条の2 予防条例第562条準 用予防条例第54条 の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。③事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 自待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 自持の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 自持の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 》 自持の防止に関する措置を適切に実施するための書業所が施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者			
33. 会計の区分 条例第275条準用条 例第40条 予防条例第262条準 用予防条例第54条 の11				
34. 記録の整備 条例第274条 予防条例第261条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。			
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①特定(介護予防)福祉用具販売計画 ②身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④利用者に関するする市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
35. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。			
	2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届	出等			
介護保険法第75条 介護保険法115条の 5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③事業所の平面図及び設備の概要 ④事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑤運営規程 ⑥苦情を処理するために講ずる措置の概要			